（軽微な変更の届出）

第八条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

［一～四　略］

［３～５　略］

（電気通信事業の届出）

第九条　法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

四　当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ　定款又はこれに相当する書類

ロ　発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

五　当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ　役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六　当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

七　当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ　当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し

八　当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九　［略］

２　法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス

二　外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

３　法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合　次に掲げる書類

イ　当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

（軽微な変更の届出）

第八条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

［一～四　同上］

［３～５　同上］

（電気通信事業の届出）

第九条　法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書

四　［同上］

イ　定款の謄本

ロ　発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五　当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ　役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六　当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

［新設］

［新設］

七　［同上］

［新設］

２　法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

［新設］